

福岡県公報

平成19年1月24日
第2633号

目次

告示(第158号—第180号)

○産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請	(廃棄物対策課)	1
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	2
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	2
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	3
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課)	3
○家畜伝染病の発生	(畜産課)	3
○公共測量の実施	(土木管理課)	3
○公共測量の実施	(土木管理課)	4
○生活保護法に基づく介護機関の指定	(監査保護課)	4
○生活保護法に基づく指定介護機関の名称及び所在地の変更	(監査保護課)	6
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(監査保護課)	6
○生活保護法に基づく医療機関の指定	(監査保護課)	6
○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止	(監査保護課)	7
○生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更	(監査保護課)	7
○生活保護法に基づく施術者の指定	(監査保護課)	8
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課)	8
○県営土地改良事業の換地処分	(農地計画課)	8
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課)	8
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課)	9
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	9

○道路の区域の変更	(道路維持課)	9
○道路の供用の開始	(道路維持課)	10
○道路の供用の開始	(道路維持課)	10

選挙管理委員会

○政治団体の設立届	(地方課)	10
○政治団体の届出事項の異動届	(地方課)	12
○政治団体の解散届	(地方課)	14
○資金管理団体の指定届	(地方課)	15
○資金管理団体の届出事項の異動届	(地方課)	16
○資金管理団体の指定取消届	(地方課)	17

公安委員会

○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	17
○猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催	(警察本部生活環境課)	17

雑報

○審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱の規定に基づく意見の募集	(環境保全課)	18
------------------------------------	---------	----

正誤

○保安林の指定施業要件の変更に関する農林水産大臣からの通知(平成18年8月福岡県告示第1437号)中正誤		26
--	--	----

告示

福岡県告示第158号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条の2の5第1項の規定に基づき産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により、次のとおり告示し、当該変更の許可の申請書及び同法第15条の2の5第2項において準用する同法第15条第3項に規定する周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に限り利害関係を有する者は、福岡県知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成19年1月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 申請者の名称及び住所並びに代表者氏名

株式会社福南

八女市大字長野1939番3

代表取締役 瀬口 勝一

2 施設の設置場所

八女市大字長野字東の谷1939番1外26筆

3 施設の種類

産業廃棄物の安定型最終処分場

4 施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上3品目については、自動車等破砕物を除く。）、ゴムくず、がれき類

5 申請年月日

平成18年4月28日

6 縦覧の場所

福岡県環境部廃棄物対策課及び福岡県八女保健福祉環境事務所

7 縦覧の期間

告示の日から平成19年2月23日まで

8 意見書の提出期間、提出先等

(1) 提出期間

平成19年3月9日

郵送による場合は、平成19年3月9日までの消印のあるものに限り有効とする。

(2) 提出先

〒834-0063 八女市大字本村深町25番八女総合庁舎内

福岡県八女保健福祉環境事務所環境課

(3) 意見書記載事項

ア 意見書を提出する者の住所及び氏名

イ 施設の種類及び設置場所

ウ 利害関係の内容

エ 生活環境保全上の意見

福岡県告示第159号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年1月24日から同年2月7日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年1月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容

太宰府都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

都市計画法第5条第1項の規定により指定した太宰府都市計画区域の全部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

太宰府市まちづくり企画課

福岡県告示第160号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年1月24日から同年2月7日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年1月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
太宰府都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
太宰府市大字国分字川原及び字久保田の各一部並びに大字通古賀字久保田、字関屋及び字落合の各一部並びに大字吉松字下川原、字川原、字川久保及び字尻深の各一部並びに字土手ノ内の全部並びに大字向佐野字迎田の一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
太宰府市まちづくり企画課

福岡県告示第161号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年1月24日から同年2月7日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年1月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
那珂川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
都市計画法第5条第1項の規定により指定した那珂川都市計画区域の全部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
那珂川町地域計画課

福岡県告示第162号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成19年1月24日から同年2月7日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成19年1月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容
那珂川都市計画区域区分の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
(1の区域区分については変更がない。)
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
那珂川町地域計画課

福岡県告示第163号

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成19年1月24日

福岡県知事 麻 生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	柳川市三橋町百町1606	19・1・5

福岡県告示第164号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39

条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年1月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点測量）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市門司区	平成19年1月5日から 平成19年2月28日まで

福岡県告示第165号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年1月24日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 測量の種類
公共測量（白野江1号線道路区域確定測量業務委託）
- 2 測量の実施地域及び期間

実 施 地 域	実 施 期 間
北九州市門司区	平成18年12月12日から 平成19年3月31日まで

福岡県告示第166号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定に基づき、介護機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年1月24日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日	サービス項目
粕介314	尾石内科消化器科 医院	糟屋郡粕屋町花ヶ浦2丁目 10-10	18・12・20	訪看・通り・ 居管・短療・ 療養・予訪看 ・予通り・予 居管・予短療
行介127	医療法人すえまつ 医院	行橋市西泉4丁目1-37	18・12・1	訪看・訪り・ 居管・予訪看 ・予訪り・予 居管
行介歯73	田中歯科医院	行橋市西宮市4丁目3-17	18・11・1	居管・予居管
像居42	株式会社コムスン 訪問看護ステーション 宗像中央	宗像市田熊1丁目2-7 大森店舗2号	18・11・1	訪看・予訪看
宰居34	株式会社コムスン 訪問看護ステーション 太宰府	太宰府市五条2丁目2-24 ソニアルカサス1F1号	18・12・1	訪看・予訪看
久居253	訪問看護ステーション 未来	久留米市南2丁目21-66サ ウズヒルズ1F	18・7・1	訪看・予訪看
久居255	有限会社サイセイ ・ケア・サービス	久留米市螢川町66-5	18・4・1	訪介・予訪介
久居252	ヘルパーステーション 未来	久留米市南2丁目21-66サ ウズヒルズ1F	18・7・1	訪介・予訪介
筑居29	特定非営利活動法人 自立生活センター ちくご	筑後市大字山ノ井778-2	18・12・1	訪介・予訪介
行居56	特定非営利活動法人 たすけ愛京築な ぎさの家	行橋市大字長井289-3	18・11・1	通介・予通介
久地居34	大刀洗りハビリ倶 楽部	三井郡大刀洗町大字山隈 1839-2	18・12・1	通介・予通介
大居145	藤井さん家	大牟田市大黒町2丁目30- 4	19・1・1	認通・予認通

久居254	グループホームさくら館	久留米市田主丸町豊城1751	18・11・1	認共・予認共
飯居208	すまいるホーム飯塚	飯塚市横田10	19・1・1	地特生
飯居209	ふれあいセンター菰田	飯塚市菰田142-1	19・1・1	認通・予認通
う居23	ひまわりの郷吉井	うきは市吉井町1163-7	18・12・1	小居・予小居
女居40	グループホーム第2夢想園	八女郡黒木町大字土窪1832	18・12・1	認共・予認共
女居39	グループホーム銀杏の木	八女郡広川町大字長延630-2	18・12・1	認共・予認共
京居86	小規模多機能ホーム大きなかぶ	築上郡上毛町大字土佐井204-1	18・12・1	小居・予小居
久介496	医療法人日高整形外科病院	久留米市藤山町1644-5	18・4・1	訪看・訪リ・通り・居管・予訪看・予訪リ・予通り・予居管
遠介療2	医療法人社団清涼会岡垣記念病院	遠賀郡岡垣町中央台3丁目22-1	18・4・11	訪看・訪リ・通り・居管・短療・療養・予訪看・予訪リ・予通り・予居管
柳介訪1	やながわ訪問看護ステーション	柳川市上宮永町277-2	18・4・1	訪看・予訪看
大居26	介護センター総健訪問介護事業部	大牟田市鳥塚町10-1	18・4・1	訪介・予訪介
大居27	医療法人光輪会介護センター総健福祉用具貸与事業部	大牟田市鳥塚町10-1	18・4・1	福用・予福用
大居50	デイサービスセンター花の里	大牟田市鳥塚町10-1	18・4・1	通介・予通介

久居53	介護サービスどんぐり	久留米市縄手町349	18・4・1	訪介・予訪介
久居79	松下電工エイジフリー介護チェーン久留米株式会社あったか商会	久留米市日吉町17-22	18・4・1	福用・福販・予福用・予福販
直居44	ハートケアなごみ	直方市大字頓野1804-6	18・10・1	訪介・居支・予訪介
柳居9	柳川リハビリテーション病院デイケアセンター	柳川市上宮永町113-2	18・4・1	通り・予通り
八女居26	デイサービスセンター自然の里はましよう	八女市緒玉49-3	18・4・1	通介・予通介
小居7	デイサービスセンター美鈴ヶ丘	小郡市三沢字北立石5432-1	18・4・1	通介・予通介
小居8	デイサービスセンター花聳の里	小郡市三沢字花聳853-1	18・4・1	通介・予通介
小居19	デイサービスセンターふくせんの郷	小郡市松崎字福泉塚510-1	18・4・1	通介・予通介
大野居14	つどい処せんだん	大野城市瓦田2丁目9-3	18・4・1	通介・予通介
像支5	JAむなかたヘルパーステーション	宗像市田熊1丁目3-3	18・4・1	訪介・予訪介
像居38	さわやか宗像館	宗像市石丸1丁目13-2	18・4・1	短生・特生・予短生・予特生
宰居19	松下電工エイジフリー介護チェーン福岡筑紫野	太宰府市朱雀6丁目1-20	19・1・1	福用・福販・予福用・予福販
飯居124	有限会社サポート・イトウ	飯塚市枝国574-101	18・5・1	福用・予福用
飯居157	大地の森デイサービスセンター	飯塚市佐與1497-2	18・4・1	通介・予通介

う居16	サンエステ株式会社 社デイサービス筑 水荘	うきは市吉井町千年596	18・4・1	通介・予通介
う居15	うきは市デイサー ビスセンター	うきは市浮羽町古川718- 4	19・1・1	訪入・通介・ 認通・予訪入 ・予通介・予 認通
田川居88	グループホーム秋 桜	田川郡川崎町大字田原248 -32	18・12・1	短生・認共・ 認通・予短生 ・予認共・予 認通
田川居179	訪問介護ふじ	田川郡川崎町大字池尻1460	18・4・1	訪介・予訪介

福岡県告示第167号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年1月24日

福岡県知事 麻 生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
築介58	佐本外科整形外科 医院	よしとみ整形外科 リウマチ科クリニ ック	築上郡吉富町大字幸子 471-6	18・12・1
久居144	二宮医院デイケア きたの	にのみや整形外科 デイケアきたの	久留米市北野町中29- 1	18・7・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
遠介療2	医療法人社団 清涼会岡垣記 念病院	遠賀郡岡垣町大字山田 195番地	遠賀郡岡垣町中央台3 丁目22-1	18・4・1

築介58	よしとみ整形 外科リウマチ 科クリニック	築上郡吉富町大字広津 471-8	築上郡吉富町大字幸子 471-6	18・12・1
行居28	白ゆりヘルパ ーサービス	行橋市大橋2丁目12- 21ヴィラージュなかの 1101号	京都郡苅田町大字与原 1836-5	18・12・10
北居6	社会福祉法人 志免町社会福 祉協議会	糟屋郡志免町志免中央 1丁目3-1志免町ふ れあいセンター2階	糟屋郡志免町大字志免 451-1	16・4・1

福岡県告示第168号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年1月24日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
北介療14	尾石内科消化器科医院	糟屋郡粕屋町花ヶ浦2丁目10- 10	18・12・19
行介90	すえまつ医院	行橋市中央2丁目5-14	18・11・30
飯居184	有限会社和気あいあい	飯塚市小正150-1	18・8・31
田川居200	訪問介護なでしこ	田川郡川崎町大字安真木3083- 2	18・12・1

福岡県告示第169号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年1月24日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生314	尾石内科消化器科医院	糟屋郡粕屋町花ヶ浦2丁目10-10	18・12・20
像生122	田久アイクリニック	宗像市田久2丁目1-1	19・1・1
大野生113	医療法人杉山整形外科医院	大野城市下大利1丁目1-7-201	18・12・1
久生653	末田眼科	久留米市諏訪野町1762-28	19・1・1
久生654	やまもとハートクリニック	久留米市梅満町1061-5	19・1・1
う生33	医療法人蘇芳会 菊池医院	うきは市吉井町新治363-5	18・12・1
大生426	末吉小児科内科医院	大牟田市船津町439-1	19・1・1
大生427	坂本内科医院	大牟田市黄金町1丁目294	18・12・1
大生428	みみ・はな・のど じょうかんクリニック	大牟田市上官町4丁目109	19・1・1
直生133	医療法人健心会 阿座上内科循環器科クリニック	直方市大字頓野3826-1	18・12・1
行生127	医療法人すえまつ医院	行橋市西泉4丁目1-37	18・12・1
古生歯59	医療法人矢野小児科内科医院末崎歯科診療所	古賀市天神1丁目19-8	19・1・4
糸島生歯4	なかむら歯科・こども歯科クリニック	糸島郡志摩町大字津和崎字宮ノ元29-1 イオン志摩ショッピングセンター内	18・12・25
前生歯23	宮崎歯科医院	前原市前原中央2丁目6-10	18・12・1
遠生歯80	柴田歯科医院	遠賀郡遠賀町遠賀川1丁目6-15	19・1・1
久生薬206	タカラ薬局原古賀	久留米市原古賀町25-11	19・1・1
宰生訪3	株式会社コムスン訪問看護ステーション太宰府	太宰府市五条2丁目2-24ソニアルカサス1F1号	18・12・14

福岡県告示第170号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から

廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年1月24日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	廃止年月日
粕生115	尾石内科消化器科医院	糟屋郡粕屋町大字仲原402-20	18・12・19
像生118	赤間眼科クリニック	宗像市田久2丁目1-1	18・12・18
大野生69	杉山整形外科	大野城市下大利1丁目1-7-201	18・11・30
筑生40	松園医院	筑後市大字西牟田字銭亀6383-8	18・11・30
う生29	菊池医院	うきは市吉井町新治363-5	18・11・30
大生265	坂本内科医院	大牟田市黄金町1丁目294	18・11・30
直生126	あざかみ内科循環器科クリニック	直方市大字頓野3826-1	18・11・30
遠生127	医療法人瑞穂会田中整形外科病院	遠賀郡岡垣町野間2丁目15-8	18・8・17
行生90	すえまつ医院	行橋市西泉4丁目1-37	18・11・30
春生50	加藤外科医院	春日市須玖南1丁目102	18・11・30
筑紫生17	本岡内科医院	筑紫野市二日市中央4丁目14-23	18・12・2
山生85	耳鼻咽喉長谷川医院	山門郡瀬高町大字下庄1372	18・12・7
田生73	榊原医院	田川市栄町5-3	18・11・21
前生歯20	宮崎歯科医院	前原市前原中央2丁目6-10	18・11・30
飯生薬32	ライフ薬局大神	飯塚市立岩1506-12	18・12・1
田生薬48	若咲調剤薬局	田川市大字川宮534-3	18・11・30

福岡県告示第171号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年1月24日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
久生薬87	まんまる薬局	久留米市野伏間1丁目9-12	久留米市野伏間1丁目8-5	18・11・27
直生薬37	中村薬局日吉店	直方市日吉町11-30	直方市日吉町13-13	18・7・31

福岡県告示第172号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成19年1月24日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
筑紫生柔25	山下正文（じん整骨院）	筑紫野市美しが丘北4丁目1-3 プラムハウスさとう102号	18・12・19
筑紫生柔26	赤嶺直彦（永松整骨院）	筑紫野市二日市中央4丁目11-1-2 F	18・12・13
筑紫生柔27	手柴昌彦（永松整骨院）	筑紫野市二日市中央4丁目11-1-2 F	18・12・13
筑紫生柔28	西川淳（永松整骨院）	筑紫野市二日市中央4丁目11-1-2 F	18・12・13
像生柔20	増永甲太（手もみ整骨院）	宗像市赤間駅前1丁目1-1	18・8・1
宰生柔10	重松猛（太宰整骨院）	太宰府市宰府2丁目7-6	18・12・14
宰生柔11	手柴昌彦（太宰整骨院）	太宰府市宰府2丁目7-6	18・12・14
宰生柔12	西川淳（太宰整骨院）	太宰府市宰府2丁目7-6	18・12・14
糸島生柔1	吉塚和明（整骨院悠々）	糸島郡志摩町大字津和崎29-1 イオンスーパーセンター志摩店	18・11・30

福岡県告示第173号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改

良事業の施行に係る地域の換地計画を平成19年1月12日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成19年1月24日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
柳川市吉富町、下宮永町、弥四郎町、矢留本町及び上宮永町（柳川北部第2地区）	換地計画書の写し	平成19年1月24日から平成19年2月22日まで	柳川市役所大和庁舎

福岡県告示第174号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成19年1月24日

福岡県知事 麻生 渡

換地処分をした地域	換地処分年月日
大川市大字九網、津、小俣及び一木（大川中部第2地区）	平成19年1月17日

福岡県告示第175号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年1月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年12月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人パブリック・コミュニティ

(2) 代表者の氏名

堀田 和雄

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区住吉4丁目5番16号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、高齢者や障害者をはじめ国籍、性別に関わりなく個性や能力を發揮することが出来、誰もがこの街に住み続けられる街づくりのために、会員相互の協力と理解をもって、高齢者、障害者及び地域住民の福祉、雇用環境・文化の増進・発展に関わる事業を行い、全ての人々が健やかに暮らすことができる地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第176号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年1月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成18年12月28日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人地域生活支援センターForza

(2) 代表者の氏名

重橋 史朗

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市博多区吉塚3丁目9番14号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で支援が必要な障害児（者）や高齢者、その家族、その他の支援を必要とする人々に対して、住民参加と相互扶助の精神のもとに、地域に根ざした支援サービスを提供し、すべての人々が健やかに暮らせる地域づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第177号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成19年1月24日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

田川市寿町3358番4、3358番8から3358番14まで、3358番16から3358番27まで、3375番7から3375番9まで、3375番17、3375番18及び3377番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

田川市大字伊加利572番地

高瀬 美千枝

福岡県告示第178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月24日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)

久留米	県道	吉井川線	前	うきは市浮羽町妹川2632番1先から 同市浮羽町妹川2772番3先まで	2.5 ～ 8.0	1,063.7
			前	うきは市浮羽町妹川2632番1先から 同市浮羽町妹川2864番1先まで	9.0 ～ 54.0	1,348.2
			後	うきは市浮羽町妹川2632番1先から 同市浮羽町妹川2772番3先まで	2.2 ～ 30.0	1,010.0
			後	うきは市浮羽町妹川2632番1先から 同市浮羽町妹川2875番1先まで	11.2 ～ 67.6	1,343.5

福岡県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年1月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月24日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	吉井川線	うきは市浮羽町妹川2675番1先から 同市浮羽町妹川2694番2先まで

受付期間 平成18年11月1日～11月30日

(政党以外のその他の政治団体)

久留米	吉井川線	うきは市浮羽町妹川2606番9先から 同市浮羽町妹川2675番1先まで
-----	------	--

福岡県告示第180号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成19年1月24日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成19年1月24日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
八女	北川内草野線	八女市上陽町下横山5039番2先から 同市上陽町下横山5038番20先まで

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第4号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定に基づき、次の政治団体から政治団体設立届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年1月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺 俊明

政治団体名称	代表者名	会計責任者名	主たる事務所の所在地	設立届出年月日
あきた章二後援会	秋田章二	古賀照裕	大川市大字三丸684	平成18年11月14日
浅尾せいじ後援会	浅尾静二	浅尾晶子	朝倉市甘木1109	平成18年11月14日
池田きみこ後援会	岩永喜美子	末次貴博	久留米市善導寺町飯田431-27	平成18年11月14日
井上明後援会	中島繁	古川正二	八女市吉田8	平成18年11月14日
うめばやし史後援会	梅林史	梅林環	田川市大字夏吉280-1	平成18年11月21日
岡部和子後援会	太田繁行	岡部智恵	大野城市錦町1丁目2-23 グランシャリオンK401	平成18年11月13日
小川たけひさ後援会	小川健之	小川栄一	八女市上陽町北川内536-1	平成18年11月28日
柿田孝子後援会	岡田啓助	吉田弘	田川市大字奈良1520-23	平成18年11月28日
篠原茂幸後援会	武末孝信	緒方準之助	田川郡福智町大字赤池389	平成18年11月28日
柴田まさのり後援会	柴田正詔	柴田典己	遠賀郡水巻町猪熊9丁目2-45	平成18年11月1日
清潔・公平・公正な 市政をつくる会	吉田千代子	武石徳男	筑紫野市二日市中央3丁目8-6	平成18年11月14日
せぐちけん後援会	瀬口健	瀬口康子	三池郡高田町大字岩津250	平成18年11月9日
田中英輔後援会	田中英輔	宮成保	古賀市舞の里2丁目15-21	平成18年11月1日
田中のぶあき後援会	田中信明	田中やえ子	筑紫野市大字諸田291-7	平成18年11月28日
田中まさしげ後援会	田中正繁	田中清美	大牟田市汐屋町6-18	平成18年11月20日
東芝労働組合北九州支部 政治・社会連盟	土井俊和	中山久就	北九州市小倉北区下到津1丁目10-1	平成18年11月22日
徳永春男後援会	徳永春男	徳永とよ子	大牟田市大字倉永3982-1	平成18年11月17日

中尾文俊後援会	藤浪峰利	林雅彦	京都郡みやこ町犀川山鹿389	平成18年11月27日
奈木野康德後援会	奈木野康德	藤川博之	田川郡川崎町大字川崎1219-1	平成18年11月24日
はぎもと悦子後援会	手島恵美	渡邊悦子	遠賀郡遠賀町広渡1丁目11-1	平成18年11月2日
平成世直し団	小野仁志	桑原祥子	福岡市中央区春吉3丁目25-6 竹内荘203	平成18年11月2日
堀江政洋後援会	光井保夫	太田洋	田川郡福智町弁城2320	平成18年11月7日
皆川たかし後援会	皆川高司	原由記江	田川郡福智町上野1516	平成18年11月1日
やの博文後援会	毛利俊二	矢野みどり	田川郡福智町金田710	平成18年11月22日
吉武正一後援会	吉武正一	福間和美	京都郡みやこ町犀川崎山3087-2	平成18年11月10日
六田一美後援会	六田一美	六田君代	京都郡みやこ町光富363-3	平成18年11月6日

(26団体)

福岡県選挙管理委員会告示第5号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条の規定に基づき、次の政治団体から
届出事項の異動届があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり告示す

る。

平成19年1月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成18年11月1日～11月30日

(政党の支部)

政治団体名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
社会民主党福岡県連合	会計責任者	宮 成 保	石 田 正 信	平成18年11月10日	平成18年11月10日
自由民主党福岡県電気通信職域支部	主たる事務所の所在地	福岡市博多区比恵町2-1 博多エステートビル501 九州情報通信研究会内	福岡市中央区六木松4丁目9番28号	平成18年11月13日	平成18年11月13日
	代表者	高 田 和 夫	山 口 登		

自由民主党八幡東支部	主たる事務所の所在地	北九州市八幡東区春の町2丁目8-5	北九州市八幡東区中央2丁目23-8	平成18年11月13日	平成18年11月13日
	代表者	岸原庸夫	武谷薫		
	会計責任者	野原誠	小野歌子	平成18年11月16日	平成18年11月17日
民主党福岡県第9区総支部	会計責任者	清田真	岩元一儀	平成18年11月30日	平成18年11月30日

(4団体)

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
		新	旧		
えとう秀之助後援会	主たる事務所の所在地	飯塚市横田351	飯塚市大字伊川1267-2	平成18年11月24日	平成18年11月24日
おにまる岳城後援会	団体名称	おにまる岳城後援会	鬼丸岳城後援会〔21世紀の瀬高を創る会〕	平成18年11月1日	平成18年11月7日
	主たる事務所の所在地	山門郡瀬高町太神2444	山門郡瀬高町大字文廣1165		
キラリとふくおか教育再生の会	団体名称	キラリとふくおか教育再生の会	キラッとふくおかし山口敬之助後援会	平成18年10月30日	平成18年11月1日
小泉ひろし後援会	主たる事務所の所在地	前原市南風台5丁目9-11	前原市前原中央2丁目4-16 サンビル	平成18年11月25日	平成18年11月29日
佐藤道彦後援会	主たる事務所の所在地	嘉麻市九郎原2482	嘉穂郡嘉穂町大字九郎原2482	平成18年3月27日	平成18年11月22日
嶋田ひろみ後援会	主たる事務所の所在地	嘉麻市下白井1001-2	嘉穂郡碓井町大字下白井1001-2	平成18年3月27日	平成18年11月16日
高山としえ後援会	主たる事務所の所在地	うきは市吉井町徳丸31-7	浮羽郡吉井町大字徳丸31-7	平成17年3月20日	平成18年11月9日
	会計責任者	高山葉子	高山ツヤ子		
電機連合福岡政治活動委員会	代表者	田井孝二	井上浩	平成18年10月11日	平成18年11月29日

中尾昌廣後援会	主たる事務所の所在地	京都府みやこ町犀川古川306	京都府犀川町大字古川306番地	平成18年10月29日	平成18年11月27日
	代表者	古谷末男	西川 胖		
	会計責任者	西川征徳	中尾照治		
西田陽子と町政を考える会	主たる事務所の所在地	遠賀郡岡垣町旭台2丁目26-3	遠賀郡岡垣町吉木東2-14-1	平成18年11月7日	平成18年11月7日
	会計責任者	西田陽子	大倉純子		
西原親後援会	主たる事務所の所在地	山門郡瀬高町大字下庄612	山門郡瀬高町大字下庄2197-1	平成18年11月24日	平成18年11月24日
日本精神科病院福岡県政治連盟	代表者	河野正美	水戸正樹	平成18年11月1日	平成18年11月6日
早麻幸三後援会	代表者	藤春俊二	藤春信一	平成18年11月14日	平成18年11月14日
平原四郎後援会	主たる事務所の所在地	筑紫野市湯町3丁目8-2	筑紫野市二日市西3丁目5-7	平成18年10月1日	平成18年11月1日
福岡県農政連八女支部上陽地区	主たる事務所の所在地	八女市上陽町北川内514-1	八女郡上陽町大字北川内514-1	平成18年10月1日	平成18年11月1日
藤本孝一後援会	主たる事務所の所在地	飯塚市南尾107-2	嘉穂郡穂波町大字南尾107-2	平成18年3月26日	平成18年11月14日
政時喜久美後援会	主たる事務所の所在地	田川郡川崎町大字川崎1737-1	田川郡川崎町大字川崎1575番地の3	平成18年11月24日	平成18年11月24日
宗像薬剤師連盟	代表者	井野博文	石松俊毅	平成18年11月16日	平成18年11月29日
MELON九州支社社会活動委員会	主たる事務所の所在地	福岡市中央区天神2丁目12-1三菱電機労働組合九州支社支部内	福岡市中央区天神2丁目12-1三菱電機労働組合内	平成18年11月1日	平成18年11月1日
	代表者	鐘ヶ江大	水落宏輝	平成18年8月16日	
芳野潮後援会	主たる事務所の所在地	飯塚市山口383	嘉穂郡筑穂町大字山口383	平成18年3月26日	平成18年11月2日

(20団体)

福岡県選挙管理委員会告示第6号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体解散届

があったので、同法第17条第3項の規定により次のとおり告示する。

平成19年1月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成18年11月1日～11月30日

(政党以外のその他の政治団体)

政治団体名称	解散年月日	届出年月日
こうや正幸後援会	平成18年11月16日	平成18年11月16日
野田真良後援会	平成18年11月13日	平成18年11月13日
吉村元秀後援会	平成18年11月7日	平成18年11月9日
(平成7年法17条2項適用団体) 政治結社朋友社	平成6年8月15日	平成18年11月1日
(平成17年法17条2項適用団体) 池田きみこ後援会	平成18年11月13日	平成18年11月14日

(平成17年法17条2項適用団体)

田中のぶあき後援会

平成17年4月1日

平成18年11月28日

(6団体)

福岡県選挙管理委員会告示第7号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第19条第2項の規定に基づき、次の公職の候補者から資金管理団体指定届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

平成19年1月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

受付期間 平成18年11月1日～11月30日

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	指定年月日	資金指定届出年月日
秋田章二	福岡県議会議員	あきた章二後援会	大川市大字三丸684	秋田章二	平成18年11月9日	平成18年11月14日
浅尾静二	朝倉市議会議員	浅尾せいじ後援会	朝倉市甘木1109	浅尾静二	平成18年11月14日	平成18年11月14日
岩永喜美子	久留米市議会議員	池田きみこ後援会	久留米市善導寺町飯田431-27	岩永喜美子	平成18年11月14日	平成18年11月14日
梅林史	田川市議会議員	うめばやし史後援会	田川市大字夏吉280-1	梅林史	平成18年11月20日	平成18年11月21日
小川健之	八女市議会議員	小川たけひさ後援会	八女市上陽町北川内536-1	小川健之	平成18年11月28日	平成18年11月28日
柴田正詔	水巻町議会議員	柴田まさのり後援会	遠賀郡水巻町猪熊9丁目2-45	柴田正詔	平成18年11月1日	平成18年11月1日
瀬口健	高田町議会議員	せぐちけん後援会	三池郡高田町大字岩津250	瀬口健	平成18年11月9日	平成18年11月9日
田中英輔	古賀市議会議員	田中英輔後援会	古賀市舞の里2丁目15-21	田中英輔	平成18年10月31日	平成18年11月1日

田中正繁	大牟田市議会議員	田中まさしげ後援会	大牟田市汐屋町6-18	田中正繁	平成18年11月15日	平成18年11月20日
徳永春男	大牟田市議会議員	徳永春男後援会	大牟田市大字倉永3982-1	徳永春男	平成18年11月12日	平成18年11月17日
奈木野康徳	川崎町議会議員	奈木野康徳後援会	田川郡川崎町大字川崎1219-1	奈木野康徳	平成18年11月19日	平成18年11月24日

(11団体)

福岡県選挙管理委員会告示第8号

平成19年1月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体届出事項の異動届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受付期間 平成18年11月1日～11月30日

資金管理団体の届出事項の異動届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	内 容		異動年月日	届出年月日
				新	旧		
江藤秀之	福岡県議会議員	えとう秀之 後援会	主たる事務所の所在地	飯塚市横田351	飯塚市大字伊川1267-2	平成18年11月24日	平成18年11月24日
山口啓志	福岡市長	キラリとふくおか教育再生の会	団体名称	キラリとふくおか教育再生の会	キラッとふくおかし山口敬之後援会	平成18年10月30日	平成18年11月1日
小泉大	前原市議会議員	小泉ひろし後援会	主たる事務所の所在地	前原市南風台5丁目9-11	前原市前原中央2丁目4-16 サンビル	平成18年11月25日	平成18年11月29日
西原親	みやま市長	西原親後援会	主たる事務所の所在地	山門郡瀬高町大字下庄612	山門郡瀬高町大字下庄2197-1	平成18年11月24日	平成18年11月24日
政時喜久美	川崎町長	政時喜久美後援会	公職の種類	川崎町長	川崎町議会議員	平成18年11月22日	平成18年11月22日
			主たる事務所の所在地	田川郡川崎町大字川崎1737-1	田川郡川崎町大字川崎1575番地の3	平成18年11月24日	平成18年11月24日

(5団体)

福岡県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体指定取消届があったので、同法第19条の2第1項の規定により次のとおり告示する。

受付期間 平成18年11月1日～11月30日

(1) 法第19条第3項第1号による届出

資金管理団体取消の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	代表者の氏名	取消年月日	届出年月日
岩永喜美子	久留米市議会議員	池田きみこ後援会	岩永喜美子	平成18年11月13日	平成18年11月14日

(1 団体)

公安委員会

福岡県公安委員会告示第8号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成19年1月24日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

(1) 講習の日時

平成19年2月23日（金）午前10時から午後5時までの間

(2) 講習の場所

飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 猟銃等講習会の時間及び科目

時間	科目

平成19年1月24日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。
- (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第9号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟

銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第5条の8第2項の規定により告示する。

平成19年1月24日

福岡県公安委員会

1 講習の日時、場所等

日 時	場 所	講習警察署
平成19年2月19日（月） 13：30～16：30	北九州市八幡西区東王子町2番1号 八幡西警察署 会議室	八幡西警察署
平成19年2月20日（火） 13：30～16：30	宗像市東郷1丁目2番2号 宗像警察署 会議室	宗像警察署
平成19年2月20日（火） 13：30～16：30	飯塚市柏の森159番地26 飯塚警察署 会議室	飯塚警察署
平成19年2月21日（水） 13：30～16：30	柳川市三橋町今古賀53番地1 柳川警察署 会議室	柳川警察署

2 猟銃等講習科目

- (1) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (2) 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- (1) 講習受講希望者は、猟銃等講習会受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6箇月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申し込みは、受講日の1週間前までにすること。
- (3) 受講申込者は、申請の際に手数料3,000円（福岡県領収証紙）を納付すること。
- (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び猟銃等講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
- (5) やむを得ない理由で受講場所を変更したい時は、指定受講日の2日前までに住所地を管轄する警察署に申請の上、指定受講月日及び場所の変更承認を受けた者に限

り、他警察署の講習会を受講することができる。

- (6) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

雑 報

福岡県環境審議会公告

瀬戸内海に係る総量削減計画及び総量規制基準に係る答申（案）に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見の募集を行いますので、意見を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

平成19年1月24日

福岡県環境審議会会長 浅野直人

1 意見募集の対象

瀬戸内海に係る総量削減計画及び総量規制基準に係る答申（案）

2 答申案の閲覧場所等

(1)～(19)の場所に配架するとともに(20)のホームページにも掲載する。

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7番7号）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区内7-8）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1）
- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1丁目2-1）
- (6) 筑紫保健福祉環境事務所環境課（大野城市白木原3丁目5-25）
- (7) 粕屋保健福祉環境事務所環境課（糟屋郡粕屋町大字戸原字堀ノ内235-7）
- (8) 宗像保健福祉環境事務所環境課（宗像市東郷1丁目2-1）
- (9) 朝倉保健福祉環境事務所環境課（朝倉市甘木2014-1）
- (10) 糸島保健福祉環境事務所環境課（前原市浦志2丁目3-1）
- (11) 遠賀保健福祉環境事務所環境課（遠賀郡水巻町吉田西2丁目17-7）
- (12) 鞍手保健福祉環境事務所環境課（直方市日吉町9-10）
- (13) 嘉穂保健福祉環境事務所環境課（飯塚市新立岩8-1）
- (14) 田川保健福祉環境事務所環境課（田川市大字伊田字松原通り3292-2）

- (15) 久留米保健福祉環境事務所環境課（久留米市合川町1642-1）
- (16) 八女保健福祉環境事務所環境課（八女市大字本村字深町25）
- (17) 山門保健福祉環境事務所環境課（柳川市三橋町今古賀8-1）
- (18) 京築保健福祉環境事務所環境課（行橋市中央1丁目2-1）
- (19) 北九州市環境局環境監視部環境保全課（北九州市小倉北区城内1-1）
- (20) 福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp>）

4 意見書の提出期間

県公報掲載の日から平成19年2月6日（火）まで（必着）

5 意見書提出の方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

6 意見書の提出先

福岡県環境部環境保全課

（住所）〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-643-3361

（ファクシミリ）092-643-3357

（電子メール）kanho@pref.fukuoka.lg.jp

(別紙)

意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
意見	
理由	
備考	

記入上の注意

- 1 意見は、簡潔にとりまとめ、「意見」欄に記載するとともに、その理由を「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。

瀬戸内海に係る総量削減計画及び総量規制基準に係る答申（案）（抜粋）

第1 総量削減計画

この総量削減計画は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第4条の3等の規定に基づき、化学的酸素要求量については瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項に規定する区域のうち福岡県の区域について、窒素含有量及びりん含有量については水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）別表第2第3号㉞に掲げる区域について、平成18年11月21日付け化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）に定められた削減目標量を達成するため、必要な事項を定めるものである。

1 削減の目標

平成21年度を目標年度とする発生源別の削減目標量は次のとおりとする。

(1) 化学的酸素要求量について

表1 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	(参考) 平成16年度における量 （トン／日）
生活排水	6	6
産業排水	9	9
その他	2	2
合計	17	17

(2) 窒素含有量について

表2 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	(参考) 平成16年度における量 （トン／日）
生活排水	6	6
産業排水	14	14
その他	4	4
合計	24	24

(3) りん含有量について

表3 発生源別の削減目標量

	削減目標量（トン／日）	(参考) 平成16年度における量 （トン／日）
生活排水	0.4	0.4
産業排水	0.3	0.3
その他	0.1	0.1
合計	0.8	0.8

2 削減目標量の達成のための方途

(1) 生活排水対策

瀬戸内海に流入する汚濁負荷量の削減を図るためには、工場・事業場排水はもとより、生活系発生源の占める割合が大きいことから、市町村と協力して生活排水対策の計画的な推進に努めなければならない。

このため下水道の整備を一層促進するとともに、地域の実情に応じ、浄化槽、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等の生活排水処理施設及びし尿処理施設の整備を促進するとともに、生活排水処理の高度化、適正な維持管理の徹底等の生活排水対策を一層推進することにより、削減目標量の達成を図るものとする。

ア 下水道の整備

下水道の整備については、社会資本整備重点計画との整合を図りながら、目標年度までに表4に掲げる処理人口を目標に整備を促進するとともに、水洗化の促進等を図るものとする。

下水道終末処理場については、維持管理の徹底等により排水水質の安定及び向上に努めるとともに、高度処理の導入を推進するものとする。

表4 下水道整備計画

年度	行政人口（千人）	処理人口（千人）
21	1,132	966

※処理人口は、実処理人口を示す。

イ 浄化槽等の生活排水処理施設の整備

浄化槽については、浄化槽設置整備事業の活用等により、浄化槽の整備を促進するとともに、既設の単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換の促進を図るものとする。

農業集落排水施設については、農業振興地域において、その整備、促進を図るものとする。

漁業集落排水施設については、漁港背後の漁業集落において、その整備、促進を図るものとする。

コミュニティ・プラントについては、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、その整備、促進を図るものとする。

なお、浄化槽については、建築基準法、浄化槽法、「福岡県浄化槽法施行細則」（昭和60年福岡県規則第51号）及び「福岡県浄化槽事務取扱指導要領」（平成18年2月1日17廃第2448号・17建第2790号環境部長・建築都市部長通知）等に基づき、適正な設置並びに定期検査及び保守点検・清掃の徹底を図ることにより、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

し尿処理施設については、市町村の一般廃棄物処理計画に基づき、その整備を促進するとともに、処理施設の維持管理の徹底及び改善、高度処理の導入等により、排水水質の安定及び向上に努めるものとする。

ウ その他の生活排水対策

一般家庭からの生活排水による汚濁負荷量を削減するため、水質汚濁防止法及び「福岡県生活排水対策要綱」に基づき、関係市町村と協力し、厨芥の流出防止、食用廃油の適正処理等の家庭内排水対策についての啓発、普及を推進するものとする。

また、特に対策が必要な地域を生活排水対策重点地域に指定し、生活排水対策に計画的、総合的に取り組むものとする。

(2) 産業排水対策

産業排水については、総量規制基準の設定及びこれに基づく事業場立入検査の実施等により、事業場の総量削減を推進し、削減目標量の達成を図るものとする。

ア 総量規制基準の設定

指定地域内事業場については、排水水質の実態、排水処理技術水準の動向、汚濁負荷量削減のために採られた措置等を勘案し、公平性の確保に努めながら適切な総量規制基準を定め、その遵守を徹底することにより、削減目標量の達成を図るものとする。

特に、新・増設の施設については、既設の施設に比べ、より高度な排水処理技術の導入等が可能であるため、特別の総量規制基準を設定することにより、汚濁負荷量の削減を図るものとする。

なお、総量規制基準に係るCc等の値は、環境大臣が定めた「化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第134号）、「窒素含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第135号）及び「りん含有量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲」（平成18年環境省告示第136号）により設定することとし、一部の業種については、製造工程等により区分し、業種等の実態を考慮して適切に設定するものとする。

イ 総量規制基準が適用されない事業場等に対する対策

特定事業場のうち、総量規制基準が適用されない工場・事業場については、汚水等の処理の方法等に関し、報告の徴収及び立入検査を実施し、「福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領」等に基づき必要な指導等を行うことにより削減目標量の達成を図るものとする。

また、その他の事業場等については、適宜必要な調査を実施することにより排水水質の特性等実態の把握に努めるとともに、必要に応じ指導、助言等を行うものとする。

(3) その他の発生源対策

その他の発生源である、農地、畜産及び養殖漁場については、それぞれ次の施策を推進し削減目標量の達成を図るものとする。

ア 農地からの負荷削減対策

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律、持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針等の活用を通じて肥料の施用量の低減を図るものとする

。

イ 畜産排水対策

畜産排水については、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律、家畜排せつ物の利用の促進を図るための県計画等に基づき、家畜排せつ物の適正な処理を推進するものとする。

ウ 養殖漁場の改善

養殖漁場の環境改善を図るため、持続的養殖生産確保法等に基づき、給餌量の低減、汚濁負荷の少ない飼餌料の使用の促進等により、養殖漁場の環境管理の適正化を推進するとともに、漁場内の水質及び底質の改善を図るため、地域の実情に応じて適切な措置を講ずるものとする。

3 その他汚濁負荷量の総量の削減に関し必要な事項

(1) 河川及び海域の環境整備

河川及び海域の環境を改善するため、必要に応じ、下記事業を推進するものとする。

ア 河川及び沿岸部の汚泥の浚渫

イ 河川の流量確保

ウ 干潟の保全・回復

エ その他河川、沿岸等の環境の保全に関する事業

(2) 監視体制の整備

公共用水域の水質汚濁の状況及び瀬戸内海水域へ流入する汚濁負荷量の削減状況を正確に把握し、有効かつ適切な対策を講ずるため、河川等公共用水域の水質監視、工場・事業場に対する立入検査等の実施による総量規制基準の遵守状況の監視及びその他の発生源に対する指導等、効果的な監視体制の充実を図るものとする。

(3) 教育、啓発等

総量削減を効果的に推進するためには、関係市町村、事業者及び県民の理解と協力が必要である。このため、水質総量規制の趣旨及び内容について、自治体の広報紙等により、正しい理解を求め、協力体制の強化を図るものとする。

事業者に対しては、各種の講習会等を通じ、本計画の趣旨及び内容の周知徹底に努め、総量規制基準の遵守及び汚濁負荷量の削減のための努力と協力を要請するものとする。

県民に対しては、家庭でできる浄化対策の実践及び一般ごみの不法投棄の防止等に努めるよう広く啓発等を行うものとする。

児童、生徒に対しては、学校教育等の中で水質保全に対する正しい知識が得られるよう、水質保全意識の普及、啓発に努めるものとする。

(4) 調査研究の推進

本計画の目標を達成するため、必要な排水処理技術の調査研究及び普及に努めるものとする。

(5) 中小企業の助成措置等

中小企業等が行う水質汚濁防止のための施設等の整備については、融資制度の周知に努めるものとする。

(6) 合流式下水道の改善

合流式下水道の効率的な改善を行うための調査・研究を推進するとともに、計画的な改善を図るものとする。

第2 総量規制基準

1 総量規制基準の算出方法等

(1) 適用する地域

瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項及び水質汚濁防止法第4条の2第1項の規定する区域のうち福岡県の区域

(2) 適用する工場又は事業場

水質汚濁防止法第2条第5項に規定する特定事業場で、一日当たりの平均的な排水の量が50立方メートル以上のもの（以下「指定地域内事業場」という。）

(3) 総量規制基準の算出方法

総量規制基準は、指定項目ごと次の算式により求められるものとする。

ア 化学的酸素要求量

$$L_c = C_c \times Q_c \times 10^{-3}$$

L_c 排出が許容される汚濁負荷量

(単位 一日につきキログラム)

C_c 別表1に掲げる一定の化学的酸素要求量

(単位 一リットルにつきミリグラム)

Q_c 特定排水(排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。)の量

(単位 一日につき立方メートル)

新たに特定施設が設置される指定地域内事業場(工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となるものを含む)及び新たに設置される指定地域内事業場については、次に掲げる数式により総量規制基準を定める。

$$L_c = (C_{cj} \cdot Q_{cj} + C_{ci} \cdot Q_{ci} + C_{co} \cdot Q_{co}) \times 10^{-3}$$

C_{cj} 別表1に掲げる一定の化学的酸素要求量

(単位 一リットルにつきミリグラム)

C_{ci} 別表1に掲げる一定の化学的酸素要求量

(単位 一リットルにつきミリグラム)

C_{co} C_c と同じ値

(単位 一リットルにつきミリグラム)

Q_{cj} 平成3年7月1日以後に特定施設の設置又は構造等変更により増加する特定排水の量(平成3年7月1日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排水の量)

(単位 一日につき立方メートル)

Q_{ci} 昭和55年7月1日から平成3年7月1日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量(平成3年7月1日の前日までの間に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排水の量(昭和55年7月1日から平成3

年7月1日の前日までの間に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排水の量(Q_{cj} を除く。))

(単位 一日につき立方メートル)

Q_{co} 特定排水の量(Q_{cj} 及び Q_{ci} を除く。)

(単位 一日につき立方メートル)

イ 窒素含有量

$$L_n = C_n \times Q_n \times 10^{-3}$$

L_n 排出が許容される汚濁負荷量

(単位 一日につきキログラム)

C_n 別表2に掲げる一定の窒素含有量

(単位 一リットルにつきミリグラム)

Q_n 特定排水(排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であって、専ら冷却用、減圧用その他の用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。)の量

(単位 一日につき立方メートル)

新たに特定施設が設置される指定地域内事業場(工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となるものを含む)及び新たに設置される指定地域内事業場については、次に掲げる数式により総量規制基準を定める。

$$L_n = (C_{ni} \cdot Q_{ni} + C_{no} \cdot Q_{no}) \times 10^{-3}$$

C_{ni} 別表2に掲げる一定の化学的酸素要求量

(単位 一リットルにつきミリグラム)

C_{no} C_n と同じ値

(単位 一リットルにつきミリグラム)

Q_{ni} 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等変更により増加する特定排水の量(平成14年10月1日以後に設置される指

定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)

(単位 一日につき立方メートル)

Qno 特定排出水の量 (Qniを除く。)

(単位 一日につき立方メートル)

ウ リン含有量

$$L_p = C_p \times Q_p \times 10^{-3}$$

Lp 排出が許容される汚濁負荷量

(単位 一日につきキログラム)

Cp 別表3に掲げる一定のりん含有量

(単位 一リットルにつきミリグラム)

Qp 特定排水 (排水のうち、特定事業場において事業活動その他の人の活動に使用された水であつて、専ら冷却用、減圧用その他の用途に供することにより汚濁負荷量が増加しないものに供された水以外のものをいう。以下同じ。)の量

(単位 一日につき立方メートル)

新たに特定施設が設置される指定地域内事業場 (工場又は事業場で、特定施設の設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となるものを含む)及び新たに設置される指定地域内事業場については、次に掲げる数式により総量規制基準を定める。

$$L_p = (C_{pi} \cdot Q_{pi} + C_{po} \cdot Q_{po}) \times 10^{-3}$$

Cpi 別表3に掲げる一定の化学的酸素要求量

(単位 一リットルにつきミリグラム)

Cpo Cpと同じ値

(単位 一リットルにつきミリグラム)

Qpi 平成14年10月1日以後に特定施設の設置又は構造等変更により増加する特定排出水の量 (平成14年10月1日以後に設置される指定地域内事業場に係る場合にあつては、特定排出水の量)

(単位 一日につき立方メートル)

Qpo 特定排出水の量 (Qpiを除く。)

(単位 一日につき立方メートル)

(4) C値の設定

化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量の総量規制基準の算出に係るCo、Ci及びCj (以下「C値」という。)は、国が定めた総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲内で設定する。

2 総量規制基準の算出に係るC値の設定に関する基本方針

(1) 本県のこれまでの方針

国が定めたC値の範囲の下限値は、関係府県の既設指定地域内特定事業場における、最大負荷日の水質の中央値に設定されており、現在の排水処理技術等により目標となるべき水質である。

そのため、本県はこれまで5次にわたる水質総量規制において、原則的に国が定めた範囲の下限値をC値として設定してきた。

しかしながら、それぞれの事業場の実態や排水処理技術等を考慮して、一部例外的に下限値以外を設定した業種区分がある。第5次水質総量規制においては、CODについては1つの業種区分及び1つの備考欄、窒素含有量及びりん含有量については5つの業種区分及び4つの備考欄のC値を下限値以外に設定している。

(2) 第6次水質総量規制におけるC値の設定に関する考え方

ア 各指定項目の汚濁負荷量が、総量削減計画を達成できるようC値を設定する。

なお、C値の設定については、事業場の実態を考慮することとする。

イ 上記の「本県のこれまでの方針」と同様にC値を設定する。

(3) C値の検討が必要な業種区分

今回の第6次総量規制において、C値の検討を行う必要がある業種区分は、以下のとおりである。

ア 国が定めたC値の範囲が変更になったことにより、第5次総量規制におけるC値が範囲を超過することとなった業種区分

イ 国が定めたC値の範囲が変更になったことにより、第5次総量規制において下

限値を使用していた業種等の区分のうち、その値が下限値でなくなった業種区分
 ウ 第5次総量規制におけるC値が下限値でなかった業種区分
 エ 平成18年2月1日以降に設置される浄化槽に係る業種区分
 (4) 業種区分の名称変更等
 国の告示（総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲）に合わせて業種区分の統合、廃止及び名称変更を行う。

3 総量規制基準の算出に係るC値
 別表1から3については、掲載を省略し、答申案の閲覧場所において縦覧に供する。
 (1) 別表1 化学的酸素要求量に係るC値
 (2) 別表2 窒素含有量に係るC値
 (3) 別表3 りん含有量に係るC値

正 誤

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄		行	備考	正	誤
					上	下				
18・8・2	2565	告示	1437	2	○		後ろから 9		(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種	(2) 立木の伐採の限度